

第3期（平成24～25年度）第8回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 平成25年7月5日（金） 午前10時から

場 所 日進市役所本庁舎2階第4会議室

出席者 昇秀樹（会長）、伊藤三郎（副会長）、杉山知子（委員）、神野建三（委員）、竹内由美子（委員）、住田穂積（委員）、黒須則明（委員）、仲龍典（委員）、森内初美（委員）

欠席者 なし

事務局 企画部：小林正信（企画部長）、山中和彦（企画部次長兼企画政策課長）、川合陸仁（企画部主幹）、柏木晶（企画政策課長補佐兼企画経営係長）、野村圭一（企画政策課企画経営係主任）
市民生活部：杉浦敏（市民協働課長）、杉田武史（市民協働課課長補佐）

傍聴の可否 可

傍聴の有無 あり（2名）

次 第 1 開会
2 あいさつ
3 諮問
4 議題
（1）第3期日進市自治推進委員会について
（2）日進市市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法について
5 その他
6 閉会

配付資料 （企画政策課資料）
①資料1 第3期（平成24～25年度）日進市自治推進委員会について
②資料2 第3期（平成24～25年度）日進市自治推進委員会スケジュール（市民協働課資料）
③資料1 「市民参加及び市民自治活動条例」第27条に基づく協議及び評価について
④資料2 平成24年度市民参加手続の実施状況
⑤資料3 市民参加の手続を実施すべき事項の判断
⑥資料4 市民自治活動の支援及び協働の推進に向けた施策（平成24年度実績等一覧）
⑦資料5 市民自治活動の支援及び協働の原則
⑧参考資料 他市町の条例45
市民参加及び市民自治活動条例パンフレット

発 言 者	内 容
事 務 局	1 開会
	2 あいさつ
	3 諮問

発 言 者	内 容
	それでは、進行を会長にお願いします。
会 長	傍聴者の申し出が2名ありますが、許可してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会 長	傍聴を許可しますので、入室してください。
	(傍聴者入室)
会 長	議題(1)第3期日進市自治推進委員会について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	企画政策課から資料1・2に沿って説明
会 長	事務局の説明に対してご質問はありますか。 ないようですので、議題(2)日進市市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	市民協働課から議題(2)①について資料1～3に沿って説明
委 員	資料2「市役所周辺地域整備計画基本計画」「日進市暴力団排除条例」などについてパブリックコメントを実施していますが意見者数が非常に少ないです。理由を聞かせて下さい。
事 務 局	各課で実施された参加手続についての結果分析までは、事務局で行っていませんので分かりません。
委 員	実績としては少ないという印象があります。
委 員	アンケート調査をしても、回答率が低いものもあるので有効に声を拾えるのでしょうか。また、課によって回答率が高いところと低いところがありますが、アンケートの実施方法に問題があるのではないのでしょうか。 全体を見渡すと、ワークショップの実施は平成24年度にはありませんが、平成25年度は生涯学習課で実施される予定となっています。ワークショップをすると手間がかかるし参加できる人数は限られますが、質は高くなるという印象を受けます。
委 員	ワークショップに関連してですが、内容の質によるのではないかと思います。2つ実施しなければならないというルールはあるが、専門家がいなかったり、効率のこともあり、やれないこともあるのでしょうか。
事 務 局	統計の話ですが、確かに対象数が2,000件で回答率が25%であると、郵送料も使った割には回答率が低いという議論はあります。また、対象数を2,000とした場合、その2,000件を抽出する母集団が全市民の85,000人なのか、選挙登録人名簿の6万数千人が対象なのかもしれません。回答数が1,000件以上あれば、統計的にある程度総意であると言われてはいますが、それを下回っている場合でも、標準誤差率が5%くらいの回答数があればよいが、さらに誤差を無くす為には、標準誤差率を3%とするなど、突き詰めたほうがよい。統計的には母集団をどれとし、そのうちどれだけを対象者とし、どれだけ回収すればアンケートについてはいいであろうというのはそれぞれの担当課で検討されていると思います。 「暴力団排除条例」については、商店など事業主の方を対象に調査が行われています。

発 言 者	内 容
委 員	全体を見ると教育関係、環境関係の回答率が高いですが、回答率が低いものは内容になじみが薄いです。例えば暴力団排除関係は対象が絞られているので回答が少ないのだと思います。
事 務 局	ワークショップが少なくなっている理由の一つとして、既に策定されている計画の後期計画を策定するというものもあります。環境基本計画等を策定するにはワークショップも多く取り入れられてきました。各計画が一通り策定されたこともあり、参加の手法も変化してきたと考えています。
会 長	<p>市民参加及び市民自治活動条例は去年の10月に施行したばかりなので、まずは、質は問わないが2つ以上の実施を最低限クリアしているということでチェックしてもらおうと言うことです。ただ、今回の資料だけでも参加の質はどうか伺い知れるところがあります。まだ1年目ということもあるが2・3年後は質も考慮すべきです。</p> <p>ワークショップは、ノウハウを必ずしも十分にマスターしていない部、課もあると推測されます。市民参加の手法の研修を条例施行3年目くらいになったところで考えていただき、どこの課でもできる能力を身に着けることが必要です。</p>
委 員	資料2にある市民参加の手法のうちその他の手法について、平成24年度は8件実施され、平成25年度は5件が予定されていますが、具体的な内容はどの様なものですか。
事 務 局	<p>24年度は、法定縦覧が6件、フォーラムとワークショップを兼ねたものが1件、竹の山の校名募集の1件です。「教育振興基本計画」の策定で昨年10月にフォーラムとワークショップが併せて実施されています。</p> <p>今年度は、法定縦覧が3件、ワーキンググループが1件、回覧が1件の予定となっています。</p>
会 長	最低限、2つはクリアして欲しいですが、質も徐々に上げて行って欲しいです。これまではなんの条例の縛りもなかったが、これからはどこの課の事業でも市民にとって同じように市民参加ができるように市民協働課を中心に、全体の体制を整えて行っていただきたいと思います。
委 員	市民参加手続の適用除外事項も書かれているが、最近の地方自治の議論では、聖域はない、という流れもあるのでそれも若干視野に入れて考えていかなければならないです。
会 長	国の政策や他自治体の取組みなど、アンテナを高くして、遅れのないようにお願いします。流れとしては税金なども含め市民参加すべきだというのが先進国の流れということです。
事 務 局	市民協働課から議題(2)②について資料4・5に沿って説明
委 員	資料4について、地縁型のコミュニティとテーマ型のコミュニティがあり、後者についてにぎわい交流館を市で運営、支援していただき活発に利用している。地域の自治会の活動をしていると、ある地域の自治会の活動はこれだけでは、カバーされていないテーマもある。例えば地域の高齢者の支援とか民生委員さんが頑

発 言 者	内 容
	<p>張っておられるが、民生委員さんをサポートするようなところとか、地域の防犯とか安全に関して地域の自治会が自主団体でやっているようなことなどは、地域の自治体への活動の総合的な支援という資料4では十分にカバーされていない。</p> <p>高齢者で独居の方が夜間、健康状態が悪くなり、救急車を呼んだ場合、今は民生委員さんが立ち会ったりするが、女性の民生委員さんも多く対応できない場合もあり大変です。もう少し自治会でできること、公的に支援できるような体制を整備しなくてはいけないのではないかと思います。</p>
事 務 局	<p>確かに地域の町内会における役職について、地域の方に対して、体育委員、保健委員などをやってほしい、と伝えている自治体もあります。日進市ではそういう委員の指定はなく、各地域で課題を検討していただいておりますが、自治体によってバラつきがあります。これらは数量的に皆さんにご提示するのは難しい項目です。</p> <p>また、一人暮らしの高齢者の話になると、民生委員や福祉系の課も関係してくるなど、市全体での自治会の業務量の把握もできないため、すべての地域コミュニティの活動を資料として表すことは、何か仕組みを考えなくては難しいと思います。</p>
会 長	<p>今の話を含めて、資料4の作り方ですが、市の執行機関の施策とコミュニティから提案される協働利用の提案だけがとりあげられています。条例の枠組み上こうされたと思うが、市の執行機関の施策でなくても、自治会、NPO、NPOの中間支援組織など、市民自治活動の支援及び協働の推進に向けて必要な施策は多分あると思います。それに市がどの程度関わっていくのかは別に考えなくてはならないです。</p> <p>市が直接行うわけではないが、自治会やNPOに行ってもらう場合に、市がどの程度関わるかということです。聞いていて違和感をもったのが、④の交流の場づくりです。これは市の執行機関となっていますが、交流の場づくりは市が直接やらなくても、NPOや町内会が実施してもよいと思いますし、そのことが条例から抜けている。それは市民自治活動の支援で大事なことです。</p> <p>問題意識として、1・2だけチェックすればいいのではなく、1と2の間があって、市民活動として自治会がやるのか、高齢者のNPOがやることなのか、民生委員さんがやるのか、市がどこまでやるか、その境界領域の話はどこまでつかめるかは、市民活動にとっては本質的に大事なところだと思います。市が知りうる範囲でそれぞれの地区の活動を把握し、1と2の間の現状を含めてまとめていくことが大切です。</p>
委 員	<p>この資料は、市民協働課だけの施策をまとめたのでこういう作り方になっているということと、テーマ型のコミュニティに対する施策が多い。この資料に地縁型の活動で市民協働課で把握されているようなものが含まれてれば、それは見る角度が変わっていくと思います。</p>
会 長	<p>非常に難しいと思いますが努力をしていただきたいです。サンプル的にこんな課題があってこのように対処している、対処できていない、ということでもいいので、</p>

発 言 者	内 容
	それを市、市民で協働してどうやって支援していこうかということです。
委 員	<p>その中で、各課のつながりもでてくると思います。</p> <p>救急連絡の場合、救急車を呼ぶ際に家族がいない場合どうするのか、当面の対応については市がやるのか、などの議論ができるかもしれません。</p>
会 長	<p>こういう課題がでたということを高齢者対策をやっているところに伝えて、どうするか検討し、結果をヒアリングするという往復のなかで、少しずつ良くなっていくと思います。そこのつなぎ役を市民協働課でやっていただくことかと思います。</p>
委 員	<p>条例ができる前から実施しているものもあって、条例化の際にそのまま継続したということもあります。市民自治活動への助成ですが、毎年区長が地域の活動を取りまとめ、市に申請していろいろな活動をしています。ただし、ここに挙げられた助成とは別なので区分けが難しい問題だと思います。また、老人会や子ども会に対する市の助成もありますが、それらの団体も自治組織といえるので、これらの助成についても整理が必要だと思います。</p> <p>日進市の人口は計画的に4万から6万、8万と増えていったわけではなく、大規模開発で住宅ができ、そこに自治会ができてきたという経緯があります。一番の課題は、自治会同士の連合会がないということです。ここが日進市の一番のウイークポイントではないかと思います。自治会も35以上ありますが、横の連絡ができていません。市の方も自治会どうしの話ということで、遠慮しているのではないのでしょうか。</p> <p>また、団体同士の交流の場づくりにおけるコーディネータはどのようにしていくのか、ということもお願いしたいわけです。研修計画や年度計画、長期計画を立ててコーディネータの育成を行うということです。資料4に載っているのはテーマ型コミュニティに対する支援なので、区等地縁型コミュニティに対する支援についても整理していただきたいと思います。</p>
事 務 局	<p>市民参加及び市民自治活動条例ができて、議会でも区長設置条例、自治会との関係についても一般質問されており、私どもも研究を進めているという段階です。難しい問題ですぐに回答できる問題ではないですが研究にとりかかっています。</p>
委 員	<p>日進市の19区は、それぞれ事情が違います。例えば私の区では7,100人、2,500世帯のうち、7割強が自治会に入会しています。高層集合住宅、賃貸にお住まいの方に限ると1割程度の入会しかなく、残り9割の方について、相当数の高齢の方、独居の方がおられるとは思いますが、情報がないので区としてはどういう方がお住まいになっているか分かりません。唯一、自主防災活動などのとき災害時要援護者に登録していただき、民生委員さん経由で対応していただいている方については把握できています。自治会の加入者には組長さん経由できめ細かいケアができますが、入っておられない方には対応できない。組長さんもコンタクトをとらない状況で、市が普段のケアに気を使っておられるかと思いますが、自治会に入会している方と比べると手薄になっている。区の方で市からの助成を受けて、活</p>

発 言 者	内 容
	<p>動を効果的にやるよう、計画して実施していますが、相当数がカバーされていない現状だと思います。以前この委員会でも取り上げられましたが、地域の環境問題や犬の糞の問題のほか、空き地の雑草、かれ草の問題など、自治会に入っていない方の問題行動の場合、自治会のお願いも届きません。行政の力を借りて、地域と行政が連名で対応する体制を議論するといいかと思います。</p>
事 務 局	<p>かつては表札が出ていて、苗字くらいはわかったのですが、最近は表札も出ていない。そういった中で区長さんが言われるように、防災時、高層住宅の上層階に住んでおられる方が避難できないとか、自力で非難できるのかどうかもわからない状況なので、場合によっては災害時だけでも、地区で把握できる名簿があって、緊急時に区長その他事務所で開封できるような仕組みがあったらいいかと思います。行政の方から案をお示しして、話し合っていけたらいいかと思います。</p>
会 長	<p>それが大問題で、個人情報保護というものが、防災の妨げになっていると思います。命とどちらが大切かということです。</p>
委 員	<p>例えば、災害時要援護者支援者制度に登録した人、私の区では 3,800 人、1,300 世帯のうち、要援護者支援制度に登録した人が 100 人強です。自治会では 1,300 人、650 世帯で、65 歳以上は 30%を超えています。自主防災会長と区長しかそういった実態を把握しておらず、自治会は知らなかったということもあり、担当課に連絡し、自治会長とも情報共有できるようにしたが、個人情報の問題もあり非常に時間がかかりました。</p>
会 長	<p>市民自治活動をやっている方を支援するのは大事なことだと思いますが、自治会ともNPOとも連絡をとらずに情報がわからない、災害が起きたときにツテがなく援助が届きにくい人に対し、最低限どこにどういう人が住んでいて、災害のときに救うためにどうするかという枠組みを防災担当課と連携をとって枠組みを作ることが必要かと思います。最低限、命を守るというネットワークというのは地縁型の自治会と防災担当課と連携してやっていくべきだと思います。</p>
委 員	<p>防災でここ 3 年くらい、その問題に対し取り組んでいます。行政がやりやすいようなシステム、自治活動に対する介入というのは考えないが、お願いしたいと思います。</p>
会 長	<p>個人情報保護条例の観点からでも災害時には同意を得られるかもしれない。実際には難しいが、誰かとは分からなくても、最低限住んでいる人がいるということさえ分かれば、助けることができると思います。</p>
事 務 局	<p>日進市では住民票の登録人口よりも国勢調査の人数が 2,100 人程度上回っています。ましてや夜間に帰宅し朝早くでかけるという家庭は、空き家なのかどうかも分かりません。賃貸住宅で不動産屋が仲介しているとか、オーナーの方がいらっしゃるといふことであれば把握の余地がありますが、逆に行政がそういったものを調べようとすると、相手が別の意味に誤解して協力いただけない、ということも発生します。</p> <p>確かに行政職員の使命は、市民の生命、財産を守ることではありますが、</p>

発 言 者	内 容
	住民基本台帳に登録されていない方の把握は、簡単に調べられるものではないということをご承知いただきたいです。
委 員	香久山の公団賃貸住宅は 350 戸ありますが、自治会への入会率は 1 割未満で、2 人の組長が 10 棟強を見えています。民生委員さんにも助けていただいています。高齢の方もおり問題もあります。民生委員さんをサポートする立場として、住宅管理者と行政で 24 時間連絡がとれる管理者、場合によってはコンサルティングできる人がいてもいいのではないかと思います。そこに連絡をすれば助けを得られるという仕組みがあるといいと思います。一人の民生委員さんだけでは対応しきれないし、幅広いエリアでのカバーが必要なので、民生委員さんの人数を増やし、バックアップできるといいと思います。
委 員	五色園には防災などいろいろな面において、参考にさせてもらっています。
委 員	今までは自主的なボランティアによる防災であったが、高齢化のこともあり、自治会や組長の機能を有効に使うのがいいな、と思っております。
委 員	以前、地域担当制の話がありましたが今はないのですか？もうひとつ地域コミュニティの協力体制、地域担当を決めて、行政と地域コミュニティとディスカッションして円滑に進める方法はないのかという議論があったと思います。
事 務 局	区制度検討委員会という庁舎内で研究をしているものがあり、先ほど地域のことでお話したときに、区のあり方と区の中で自主的にやってみえる自治会がいくつかあり、区制度のあり方と自治会のあり方、市としての行政連絡網としての区長さんというのは、とても大事です。さらに地域コミュニティという分野での自治会や区というのは大事です。そういったものをひとつの形態として別々にとらえ、その中で地域をどのようにしていくかという形で地域担当を作っていくということでしょうか。
委 員	各自治会が集まってひとつの区が形成されていて、そこで区長さんが選任されるというイメージです。そうすると地域の自治会と区は連結がとれているというイメージだったのですが、もう少し市側と区側がいろいろな形でコミュニケーションがとれるような形があればいいと思いました。そのとき地域担当制の話がでたと思います。
事 務 局	区に事務員がいないところもあるが、書類も多いので市の職員が担当してサポートするという案もひとつあったと思います。
委 員	すべてが市民協働課で片付く話ではありません。要は行政の中の横軸がうまくいかないとか片付いていかないが、そういう制度も検討していくとよいと思います。
会 長	一時期、市町村が地区担当を置くことが続いた時期もあったのですが、今でも制度を続けているところもあれば、撤退しているところもあります。職員が板ばさみになりノイローゼになってしまったこともあるようです。職員の逃げ場がなくなるので精神的に厳しいようです。
委 員	地域担当制でなくても、区と市がコミュニケーションをとれるような、ディスカッションができるような場があればいいと思います。

発 言 者	内 容
委 員	地区によってはマンネリ化している気がします。
会 長	区長と市の連絡、情報が共有できるようなものは大事です。
委 員	仕組みを作っておかないと定着しない、ということはありません。
事 務 局	「市政」という雑誌に、地域担当制を高浜市が導入しており、小牧市もそれに近い形を考えているという記事がありました。区とは別の自治組織を作って、職員がそれに張り付いて地域コミュニティの課題を吸い上げて、行政がお手伝いする制度もあることは承知しております。これから勉強して、今おっしゃられた考え方も入れながら、区制度や組織がどういう形がいいのか、ということを検討していきます。
会 長	地域担当制でも、協働担当課が置く場合と、各自の業務とは関係なく担当を置く場合など、いろいろあり、それぞれに長所短所があります。
委 員	日進市には19の区がありますが、蟹甲、本郷、野方、南ヶ丘にはひとつしか自治会がありませんが、いろいろな自治会がある区では対応が難しいです。住民自治組織については、市の方でも自主組織研究会を作って組織してきたようですが、それぞれの区で土壌が違うので、一律の制度は難しいようです。
会 長	次回に事務局から市民参加及び市民自治活動に関する定期的な評価の方法について、案を示していただくのですが、今日の議論を聞いていて、どうしてもこういう評価はNPOサイドのほうから、これだけ人を集めましたとか、これだけの対象者を支援しましたとか。それはそれで大事な指標だが、できれば利用者サイドの視点に立って、アウトカム、最終の成果指標としては、日進市民のなかで本当のどこにだれが住んでいるのかという情報は、8割わかっているのか、9割わかっているのか、最終の成果を供給者サイドでなく受け手サイドでみた成果指標を検討していただきたいです。そういうことに留意した評価方法をお願いしたいです。評価方法もらせん状に向上していくということです。
事 務 局	本日諮問させていただいたのも、評価方法について議論を深めていただきたい、ということです。
事 務 局	今回は10月中旬をめどに開催いたします。
	(閉会 12:00)